## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	<b>/</b> 取	マラ印 <u>、</u>																			[ 1	/	2]
令和	1 年	三 月	日		住所(法)	又 <i>に</i> 人 の 店	場 マ	所 ) は	(〒 <b>7</b> ⊗ (法人 広島	の場合	のみ公	表されま		-101									
				申		所	事務 在 ナ)	地							(電話	番号	090	) -	– 78	99	<u> </u>	621	)
					納	税		地	(〒 <b>7</b> 広島				3-6-1·	-101									
		請	( 7	リメ	ヺ ナ )	-	<b>ሰ</b> ሃላ˚ ∞	3)L	]				(電話	番号	090	) -	<del>- 78</del>	99	<u> </u>	621	)		
					氏 名	又的	ま 名			宜	彦												
				者			j + )	ŀ															
	海田	税務	署長殿		( 法 <i>)</i> 代 表																		
			4 000		法	人	番	号															
公表 1 2 な	されま 申請者 法人( よ、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等を ほか、	事項( <b>②</b> を除く。 登録る て公表し	)にま :号及で	あって! び登録 <sup>伝</sup>	は、 年月	本店ス 日が2	₹は主 <b>え</b> 表さ	たるれま	事務原す。	折の所	在地								° ·	ジで
(	平成2 ※ 当	8年法行 該申記	津第15 青書は、	号) 、所 <sup>2</sup>	求書発 第 5 条 得税法 日以前	の規算	<b>定によ</b> −部を	るこ	改正後 Eする	後の消 法律	当費移	往法第	57条	: の 2	第 2	項の	規定	きに	より	申請	しま	きす。	
					期間の第和5年							場合り	は令和	115年	三6月	30 ⊨	1) j	きで	にこ	の申	請書	を打	是出
					このほ	申請書	を提出っ		-	-		当する	る事業	者の区	(分に					して	くださ	えい。	
事	業	者	区	分			录要件の 認」欄も	)確言	認」欄	を記載						事業者		当す	る場合		、次	葉「	免税
判定合このいなか	により 令和 5 申請書る ったこ	月31日 課税事 年6月3 を提出する ととに、その	業者とた 10日)ま ることだ き困難た	よる場とででま は事情							•												
税	理	士	署	名	税理 税理		. 長谷	}/  ÷	会計						(雷託	番号	082	2 -	_ 2	72	_ 5	868	)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	H	通	信	年	1	付 月	印	確認		
務署処理	入力	処 理		年	月	月	番号確認				身元 確認	□ ½		確認 書類			− ド/i	通知力   	  -  	運転免	上 計証 ) 		
理欄	登 録	番号	Т		1 1			1			i										1	1	-

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												Г.			Т								
														は名 称			宜点	<b></b>					
	Ē	該当っ	する『	事業	者の	区分	うにん	むじ.	. 🗆	にレ	印を作	寸し証	己載し	てくオ	ごさ	ſ,°							
免税		(平	成28	8年沿	と律:	第1	5号	) 陈	則第	§ 44 ∮	条第4	4項の	り規定	を受け 官の適 箇用を	i用	を受	けょ	こう	とする	る事業	業者	する	法律
		/ma			<b>T</b> .										ı							_	_
事		個	<i>)</i>		番		号													_	_		
業		事業		年月													事	業	年 度		<i></i>		E E
者		内	-	) <i>又</i> 月日							年	J	1	日		のみ 記載	<u></u> 資	本	<u></u> 金	至	, 	-	円
l o		容等	車	杂	ıtı		숬																
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようによる事業者。																						
認													Ē	月		日							
登録要件	課税事業者です。  ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。  消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。  ☑ はい □ いいえ																						
0		(   (	いいス	.] ()	場合	は、	火(	り質問	りにも	答え	てくた	こさい	。)										
確認		その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して ロ はい ロ いいえいます。												え									
参考事																							
項																							